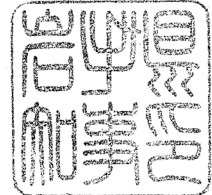


水振第 147 号
令和 7 年 5 月 13 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亙理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手海区漁場計画の変更案について（諮問）

令和 5 年 10 月 4 日付けで公示した岩手海区漁場計画について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 3 項の規定により区画漁業権の一部を変更する計画案を作成したので、同条第 8 項において準用する同条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 変更する海区漁場計画
 - (1) 公示番号 一区第 120 号
 - (2) 公示番号 一区第 332 号
 - (3) 公示番号 一区第 333 号
- 2 変更後の免許予定日
令和 7 年 10 月 1 日
- 3 2 に係る申請期間
公示の日から令和 7 年 7 月 31 日まで



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 前川
Tel：019-629-5819（内線 5819）
Fax：019-629-5824
E-mail：h-maekawa@pref.iwate.jp

岩手海区漁場計画（変更案）

1 漁業権に関する事項

(1) ～ (126) 略

(127) 公示番号 一区第120号

- ア 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア点 北緯 39 度 36.699 分、東経 141 度 58.442 分
- イ点 北緯 39 度 36.845 分、東経 141 度 58.265 分
- ウ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分
- エ点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分
- オ点 北緯 39 度 37.315 分、東経 141 度 58.892 分
- カ点 北緯 39 度 37.155 分、東経 141 度 59.145 分
- キ点 北緯 39 度 36.996 分、東経 141 度 58.990 分
- ク点 北緯 39 度 37.149 分、東経 141 度 58.730 分
- ケ点 北緯 39 度 36.979 分、東経 141 度 58.537 分
- コ点 北緯 39 度 36.944 分、東経 141 度 58.586 分
- サ点 北緯 39 度 36.904 分、東経 141 度 58.548 分
- シ点 北緯 39 度 36.854 分、東経 141 度 58.628 分
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

- エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和10年 8 月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜
- キ 条件
- イ点及びイ点と北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分の点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。
- ク 変更後の免許予定日 令和 7 年10月 1 日
- ケ クに係る申請期間 令和 7 年 月 日から同年 7 月31日まで

(128) ～ (220) 略

(221) 公示番号 一区第332号

- ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）
- イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- ア点 北緯 38 度 56.295 分、東経 141 度 42.131 分

イ点 北緯 38 度 55.597 分、東経 141 度 41.605 分
ウ点 北緯 38 度 55.957 分、東経 141 度 40.987 分
エ点 北緯 38 度 56.787 分、東経 141 度 40.426 分
オ点 北緯 38 度 57.198 分、東経 141 度 41.256 分
カ点 北緯 38 度 57.029 分、東経 141 度 41.325 分
キ点 北緯 38 度 56.995 分、東経 141 度 41.349 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 変更後の免許予定日 令和 7 年 10 月 1 日

ケ クに係る申請期間 令和 7 年 月 日から同年 7 月 31 日まで

(222) 公示番号 一区第 333 号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大陽）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 57.235 分、東経 141 度 41.325 分
イ点 北緯 38 度 57.190 分、東経 141 度 40.185 分
ウ点 北緯 38 度 58.416 分、東経 141 度 39.357 分
エ点 北緯 38 度 58.744 分、東経 141 度 39.996 分
オ点 北緯 38 度 58.810 分、東経 141 度 40.097 分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 陸前高田市広田町

キ 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの

施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から２メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 変更後の免許予定日 令和７年10月１日

ケ クに係る申請期間 令和７年 月 日から同年７月31日まで

(223) ～ (308) 略

2 類似漁業権以外の漁業権

二共第７号、一区第３号、一区第113号、一区第138号及び二区第２号